

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和3年9月10日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2 号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
議案第 3 号 令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 4 号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5 号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6 号 令和2年度旭市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について
議案第 7 号 令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について
議案第 8 号 令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について

出席委員（8名）

委員長	飯 嶋 正 利	副委員長	遠 藤 保 明
委員	景 山 岩三郎	委員	向 後 悦 世
委員	宮 澤 芳 雄	委員	林 晴 道
委員	平 山 清 海	委員	片 桐 文 夫

欠席委員（なし）

委員外出席者（6名）

議長	木 内 欽 市	副議長	宮 内 保
議員	島 田 恒	議員	井 田 孝
議員	永 井 孝 佳	議員	崎 山 華 英

説明のため出席した者（16名）

企画政策課長	小 倉 直 志	財政課長	山 崎 剛 成
税務課長	伊 藤 義 一	保険年金課長	穴 澤 昭 和

高 齢 者
福 祉 課 長
会 計 管 理 者
そ の 他 担 当 員

赤 谷 浩 巳
向 後 稔
8 名

上 下 水 道 課 長
監 査 委 員 長
事 務 局

宮 負 亨
高 野 久

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広
副 主 幹 菅 晃

事 務 局 次 長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

決算審査特別委員会も2日目となり、昨日は大変ご苦労さまでございました。

大変お疲れのところ恐縮でございますが、明快な決算審査のほうを心がけていただき、今日一日頑張っていたきたいと思います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、崎山華英議員、永井孝佳議員、井田孝議員、島田恒議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

昨日に引き続きまして、木内議長と宮内副議長に出席をお願いしていますので、代表して木内議長にご挨拶をお願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） 皆様、おはようございます。

委員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

昨日は、いいご意見がたくさん出て大変よかったと思います。本日も引き続きよろしくお願いいたします。

なお4名の傍聴の議員さん、連日ご苦労さまでございます。皆さんの熱意が感じられます。

それでは本日、委員長よろしくお願い申し上げます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） それでは、議案第2号から議案第8番まで一括して審査を行います。

初めに、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は着座で結構です。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、議案第2号について補足説明申し上げます。

議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、これにつきましては本会議で説明申し上げましたとおりでございますけれども、追加の資料としまして病院事業債明細書を添付してございます。明細書の右のほうには議案第2号企画政策課と書かれたものでございます。お手元をお願いしたいと思います。

明細書の4ページ、1番最後のページですけれども、お開き願いたいと思います。

この表の1番下の合計欄、合計欄の数字が入っている1番右側ですけれども、未償還残高の額となります。令和2年度末の未償還残高は207億9,516万5,971円となっております。

4ページの表の、個票の36番と37番、こちらにつきましては、令和2年度の新規借入れ分でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） それでは着座にて、議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料、こちらの資料によりまして、ご説明をいたします。

説明資料の1ページをご覧ください。上段の表は、国保世帯数と被保険者数の推移です。

令和2年度の平均世帯数は上段のほうですが、1万881世帯、前年度比1.6%の減となりまして、また被保険者数は1万9,380人、前年度比で3%の減となりました。

下段の表ですけれども、こちらが国保加入率の推移ということで、住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合になります。

令和2年度末の国保加入率ですけれども、これは世帯割合で40.6%、人口割合で29.7%となり、減少傾向が続いております。

次の2ページと3ページですけれども、こちらは療養費や出産育児の一時金などの保険給付の状況になります。

3ページの下段の表をご覧くださいたいんですが、6の合計欄です。こちらの令和2年度

の保険給付費の総額は52億9,522万1,000円。前年度比1.4%の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少によるものと考えられます。

続いて4ページをご覧ください。国民健康保険税の推移ということで、国保税の収納状況になります。

上段、令和2年度の現年度課税分の欄をご覧ください。収入済額は18億2,568万8,000円となり、不納欠損額は475万3,000円、収納率は94.1%となりました。

右側に移りまして滞納繰越し分ですが、収入済額は1億472万2,000円、不納欠損額は、6,289万8,000円、収納率は32.3%となりました。

次の5ページですけれども、5ページについては、保険税の賦課状況となっております。

次に6ページをご覧ください。滝郷診療所の状況になります。

令和2年度の欄をご覧ください。診療日数は187日、患者数は5,573人で、前年度比16.1%の減となりました。診療収入においても5,985万6,000円で、前年度比11.7%の減となりました。

減の要因については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年8月から予約制にして診療の人数制限したことによるものです。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは税務課から、令和2年度の決算について補足説明を申し上げます。資料としてお配りしてございます令和2年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧ください。資料の右上に議案第3号、税務課となっているものです。

それでは1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。資料の表は、前年度と比較したものでございます。

区分欄Aの令和2年度の調定額合計は、22億6,301万7,255円で、対前年2億5,840万3,962円の減となりました。減の主な理由は、被保険者数の減などによるものです。

Bの収入済額合計は19億3,040万9,964円で、対前年1億3,930万896円の減となりました。

Cの不納欠損額合計は6,765万621円で、対前年5,587万3,081円の減となりました。

一つ飛ばしまして、収入未済額合計ですが、これは滞納繰越額で2億6,637万3,343円となり、前年度より6,318万3,212円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和2年度の現年分が94.08%で0.13ポイントの減、滞納繰越分

が32.33%で7.56ポイントの増となり、現年滞納繰越しの合計は85.24%で、前年度より3.21ポイントの増となりました。

続いて2ページをお願いします。

この表は、国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は一番右側の欄、収入済額増減を申し上げます。

初めに一般被保険者数についてですが、医療分、後期高齢者分、介護分とも減となりまして、小計では前年度より1億3,663万6,135円の減となりました。

次に、被保険者数については小計の欄、266万4,761円の減となりました。

減の主な理由ですが、一般被保険者は被保険者数が減少したことによるもの、退職被保険者は退職者医療制度廃止に伴う経過措置期間の満了によるものでございます。

以上、国民健康保険税の合計では、前年度より1億3,930万896円の減となりました。

次に3ページをお願いいたします。

この表は、国民健康保険税を含めた市税全体の差押え処分等で、市税で説明したものと同じでございますので、説明は省略させていただきます。

次に4ページをお願いします。

上段の表は、過去5年間の収納率の推移です。令和2年度の国民健康保険税の収納率は85.24%で、平成28年度と比較しますと12.91ポイントの増となっており、毎年順調に伸びてきております。

下段の表は、過去5年間の収入未済額の推移です。令和2年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は2億6,637万3,343円で、平成28年度と比較しますと5億4,821万1,243円滞納額を縮減することができました。

次に5ページをお願いします。この表は、過去5年間の夜間及び休日窓口の状況です。

この表も、国民健康保険税を含めた市税全体のもので、内容は市税で説明したものと同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上のとおり、令和2年度の国民健康保険税の収納状況をご説明しましたが、今後も滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

以上で議案第3号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 説明が終わりました。

第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、令和２年度の国民健康保険事業の特別会計決算について、本会議においては施設勘定、主に滝郷診療所のことを伺いましたんで、それ以外の部分について、何点かに分けて伺いたいと、そのように思います。

まず、この被保険者数の減少というのは、国保運営に影響を与えると思うのですが、その対策はしているのかを伺いたいと思います。

また、令和２年度は、前年までと比べて、被保険者数が減少傾向であります。国保の被保険者数というのは、少子化等に伴う人口減少という部分が大きいと思うのですが、その他に何か要因があるのであればその詳細を教えてくださいたいと思います。

それから、保険給付費の総額で52億9,522万1,000円と、これは前年度比で1.4%の減ということですが、特に療養給付費が、前年、令和元年度と比較しまして、件数で2万2,632件の減ということで、支出済額で1億420万7,000円と大きく減っている。その要因は何なのか伺いたいと。

参考までに、昨年度、令和元年度の状況も併せて伺えたらありがたいなと思います。

また、国民健康保険税の納付が困難な場合には減免制度というのがございますね。当該年度、当年度の減免制度の世帯数と、その減免の理由についても併せて伺いたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） ちょっと何点かご質問をいただきましてちょっとあれですけれども、まず最初に、被保険者数の減少に伴って国保運営に大きな影響を与える、これはおっしゃるとおりでございまして、被保険者数の減少によって、その財源が当然不足、保険料が減っていきますんで不足した場合には、これ一応毎年、剰余金が生じた場合には、それを積み立てております。財政調整基金から、そういった形で繰入れをして対応していきたいというふうには思っております。

また、どうしてもお金、財政調整基金だけで頼っていくのはやはりちょっと厳しい部分もありますんで、やはりその医療費の抑制という部分も踏まえていかなければいけないかなと。そういった意味では、予防を図る観点から、やはり特定健診等の受診率を上げていく、そういった形を対策としては打っていかなくちゃいけないかなと思っています。

それと令和２年度部分で、被保険者数が減少をしていると。その要因というのは、確かに少子高齢化ということの人口減少という部分あります。そのほかの要因にしては、まず、一つ挙げられるのが、社会保険加入の適用拡大という部分が平成28年頃でしたか、そこからあ

って、これからだんだんとそういった形で拡大してきますんで、その部分がやはり影響してくるのかなと。それと、やはりこれは高齢化という話になっちゃいますけれども、後期高齢者医療制度に移行する方、これはもう団塊の世代がありますんで、そういった方が今後動いていくと、かなりまた影響が出てくるかなと思っております。

それと3点目ですけれども、保険給付費の関係です。こちらについては、かなり減しているんですけども、この件数も2万2,000件ほど減しているということで、考えられることなんですけれども、医療機関での受診件数というのが減少していることを考えれば、やはり新型コロナウイルス感染症による受診の回避、受診の控えというような形になるんですかね。それと、マスクとか手洗い、そういった習慣が浸透したことによって、コロナ以外の感染症、あるいは病気というものが抑制されたというか、病気にかかりづらくなった、そういったことが考えられるかなと思っております。

これが今度、今、令和2年度では、保険給付費というのが減していますけれども、今直近の令和3年度の状況を見ますと、今分かっているのは4月、5月なんですけれども、こちらの数値を見ると、やはり件数も、支出する金額も増加している傾向にあります。やはりそういった状況は出てくるのかなと思っていましたけれども、そういった状況になります。

○委員長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは税務課のほうから、国民健康保険税の減免の関係をお答えさせていただきます。

まず、減免件数でございます。こちら全体で144件ございました。

そして、この減免の理由でございます。理由でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえまして、前年比で収入が30%以上の減少が見込まれた世帯主につきましては、前年度所得の金額に応じて減免を行ってきたものでございます。以上です。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、国民健康保険事業、収入が減少した場合には、財源不足は財政調整基金を保有しているから、それを繰り入れていくんだということでありますので、財政調整基金、直近3か年の推移等が分かるようであれば、お示しいただきたい。

それから、特定健診、これを取り組んで、その対策としてやるんだということでありますが、その特定健診の受診率を増やした場合に、どのように国民健康保険事業に影響を及ぼすのか、その辺を伺いたいと思います。

それから確認のため、保険証の状況でありますけれども、納付が困難なときに生じるということで、短期被保険者証、それがどういうもので、当年度でどのぐらいの枚数であったのか。

もう一点、資格証明書というのもあります。改めて、どういうもので、当該年度の枚数を伺っておきたいと、お願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 3点ほどご質問がありまして、まず1つ目ですけれども財政調整基金の3か年の推移というか、状況ですね。

まず、平成30年、こちらが約7億8,500万円です。令和元年が約9億9,000万円。令和2年度末になりますけれども約10億7,000万円になっております。

それと特定健診の関係で、国保運営にどういった影響があるかというお話ですけれども、こちらについては、間接的な話には当然なってくると思います。やはり健診というのは、予防ということですので、まず自分の健康管理をしっかりしていただく。それと、健診をすることによって早期発見ということも出てきますので、そうすると、当然ながら……

（発言する人あり）

○保険年金課長（穴澤昭和） 影響は、基本的には影響については、やはりそういった医療費の面で基本的には少しでも寄与してくるかなと思っております。

それと、保険証の関係です。保険証については、基本的に今、委員おっしゃるとおり、6か月証、あと3か月証、資格証明書、それと一般証ということで4種類あります。

一般的に一般証というのが一般の話なんですけれども、短期証の中では3か月と6か月のものがあって、いずれにしても滞納額に応じて3か月証にするか、6か月証にするかというふうになります。それと資格証明書、こちらについては、もう滞納額がかなり大きい方になってくるので、そういった状況のものになります。

今、旭市のほうでは令和2年度末で発行している部分ですけれども、交付世帯数、世帯になりますけれども、短期の6か月証で616世帯に交付しております。資格書についてはゼロです。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） 最後に、本市の見解を聞いておきたいと思いますが、国保税に関して、

全国的にこれ、必ず話題に上がる問題でありますけれども、均等割に関してどうなんだという
ことであります。やはり子どもに関して無料にしたほうがいいんじゃないのかなというのは
全国的に必ずどこの議会でも出てくるんですが、国保税の均等割に関して、本市の見解を
求めたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 今ご質問のございました均等割、小さな子どもにつきまして、以前
から質問等あったと記憶してございます。

こちらにつきましても、大きな問題と考えております。今後、国等の状況を見合わせなが
ら、慎重に考えていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） それではまた着座にて、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢
者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

こちらも本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算に関する説明資料、別冊になりますけれども、こちらのほうでご説明
をいたします。

それでは資料の1枚めくっていただきまして、まず上段の表ですけれども、後期高齢者医
療の被保険者数であります。令和2年度の平均被保険者数は9,534人、前年度比0.5%の減と
なりました。令和2年度は減少というふうになりましたが、令和4年度以降については、団
塊の世代が順次75歳を迎えるということから、急激な増加が見込まれるものです。

後期高齢者医療制度につきましては、加入は75歳以上というふうになりますが、こちらの
上段のほうに、被保険者数の上段のところに、65歳から74歳の記載があります。この合わせ
ると59人については、一定の障害、身障手帳1級、3級等になるんですが、そういう方は制
度上、申請によりまして加入された方となります。

次に下段の表です。後期高齢者医療保険料の納付状況になります。特別徴収は、年金から

差し引かれる分でありまして、収入済額は3億4,113万2,000円で、収納率は100%、下の普通徴収の収入済額は1億4,783万9,000円で、収納率は98.4%となりました。

合計の欄をご覧いただいて、滞納繰越分を含めての収入済額は4億9,053万円、不納欠損額は102万2,000円、収入未済額は321万6,000円で、合計収納率は、これは令和元年度と同率になりますが99.1%となりました。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 今、文教福祉常任委員会として、この決算審査の委員に景山委員と片桐委員と共に3人で選出をされて参加をしているんですが、ありがたいことに、そこで千葉県後期高齢者医療広域連合の担当議員にもさせていただいておりますので、その辺も代表して聞かねばならぬなど、そのように思っていたので確認をいたします。

保険料の収納率数は99.1%と、大変いい数字だなと見ながら説明を受けておりましたけれども、その直近の、こちら3か年の推移を聞いてみたいなのというのと、県ですね、広域連合の平均と比較して本市は一体どうなっているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 収納率についての推移でございますが、直近の3年間で、平成29年が99.3%、平成30年が99%、令和元年が99.1%ということで、直近の3年間でいくと、99%から99.3%の間で推移をしている状況であります。

それと、令和2年度の県、千葉県の後期高齢者医療広域連合の収納率、いわゆる県内の平均になりますけれども、こちらについては98.6%ということで、本市はそれよりも0.5ポイントほど高くなっております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員

○委員（林 晴道） 県の広域連合よりも0.5ポイント高いと、誇らしく、僕も会議に行けるなというように思っているのと、担当職員の方、税のときにいつも、税収のときに言うんですけれども、大変だと思いますよ。努力していただいて、本当にうれしい限りであります。

しかしながら、いつも言う不納欠損額というのがありまして、ここでは102万2,000円となっておりますので、人数と、主な理由をお聞かせ願いたい。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 不納欠損額的人数と理由ですけれども、まず人数ですが、令和2年度102万2,000円の実人数となりまして、13人です。

それと主な理由ですけれども、まずは、死亡をして相続人が不明になったりとか、それとあと住んでいるかいけないかという状況で職権削除されているものとか、あとは、生保の確認。生保を開始された方とか、そういった形で、一番多いのがやはり督促等から2年が経過しまして、時効という部分に当たるものがあります。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 晴道） よく分かりました。後期高齢者の医療制度の今後の安定的な財源の確保と、被保険者負担の公平性の確保のためにも、保険料収納率の向上というのは大変に重要なものであります。職員の方々の努力、それから苦労もあろうかと思っておりますけれども、収納の対策というのはどのようなことを行っているのか、感謝とともに、最後に伺いたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 委員おっしゃるとおりでございます。こちらの収納率が大変重要なことになるのは当然であります。

収納対策についてですけれども、当然ながら督促状や催告書などの文書による催告、こちらを行うとともに、やはり訪問徴収、電話の催告などを実施しました。令和2年度については、どうしてもコロナの感染防止の観点から、やはり一部、訪問徴収ができなかったという部分が当然あって、予定どおり進まなかった部分はあります。

滞納になるケースなんですけれども、こちら先ほど説明した中で、普通徴収の中で、これは納付書と口座振替の方がいるんですけれども、口座振替でない方、納付書による納付の方が滞納することがちょっと多くありますので、今現在その対策の一つとして、令和4年度に向けて今準備しているんですけれども、コンビニで納付できるような形を今準備をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

資料は歳入歳出決算に関する説明資料に基づきまして説明させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

1の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところですので、2の要介護要支援認定者数からご説明いたします。

要介護要支援認定者数の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者では、要支援1と2を合わせた認定者が553人、要介護1から5合わせた認定者が2,384人で、合わせて2,937人となっております。

次に、特定疾病を要件とする40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、要支援認定者が13人、要介護者が74人で合わせて87人となり、全体では、要支援認定者が566人、要介護認定者が2,458人で合計は3,024人という状況であります。

続いて2ページをお願いいたします。

3の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。所得段階は11段階で、第5段階が基準額となります。基準額は年額6万1,200円、月額5,100円となっております。また、令和元年10月の消費税率改正により、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の保険料が引き下げられております。

続いて4の所得段階別第1号被保険者数ですが、こちらはただいまご説明しました所得段階別の被保険者の数の状況と、その構成割合となっております。

続いて3ページをお願いいたします。

5の保険料納付状況ですが、年金から天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は10億5,179万8,650円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。現年度分普通徴収の収入済額は9,911万4,694円、収納率は前年度より2.5ポイント増の88.7%でありま

す。

次に過年度分ですが、収入済額は605万20円となり、収納率は20.5%であります。不納欠損額は1,108万1,025円で、対象者は248人であります。現年、過年度分を合わせた全体では、収入済額は11億5,696万3,364円となり、還付未済額を差し引いた収納率は、前年度より0.4ポイント増の97%となりました。

続いて6の保険給付費のサービス別支出状況ですが、居宅サービスの保険給付費の計はA欄になりまして、16億7,779万7,354円、対前年度3.1%の減となりました。

次に地域密着型サービスですが、保険給付費の計はB欄になりまして、7億275万8,094円、対前年度3.7%の増となりました。

続いて施設サービスですが、保険給付費の計はC欄になりまして、19億3,805万4,018円、対前年度2.3%の増となりました。

保険給付費の総額は表の一番下の欄になりますが、46億7,452万9,109円となり、対前年度比0.7%の増となりました。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から第5号までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは自席でお待ちください。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時45分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。説明、質疑は着座で結構です。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） それでは、議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計剰余金の

処分及び決算の認定についてのうち、令和2年度の主な工事についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、決算書の13ページをお願いいたします。

(1) 建設工事の概況となります。最初に工事名、水配R02第2号、二地区配水管布設工事でございます。

工事の概要でございますが、現状の配水管に対して接続件数が多い地域である二地区において、北側100ミリメートル管と南側に250ミリメートル管をつなぐ連絡管を整備し、水量を増強するための工事を実施したものでございます。なお、本工事におきまして当初設計に見込んでいなかった地下水の湧出が発生したため、ウエルポイント工法等の追加工事を実施しております。

続きまして、下の真ん中になります。飯岡配水場高区圧力タンク更新工事でございますが、設置後23年経過しまして、経年劣化等により圧力タンク周辺の配管からの漏水が多く発生するようになったため、劣化している既設圧力タンクを撤去し、配水場内の別の場所へ新設する工事及び、この工事に伴う電気計装設備の更新を併せて実施したものでございます。

次に一番下になります。水配R02第5号イ地区配水管布設工事でございますが、江ヶ崎地区からイ地区におきまして建設課が行っている旭中央病院アクセス道整備事業に伴いまして、将来的な配水エリアの拡大に備えるため配水連絡管布設工事を行ったものでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） この決算を見て、考え方なんでしょうけれども、1点協議をいただきたいなと思う点があつて申し上げますが、今の工事の話でした。布設替えということです。これも非常に大切な事業でありますけれども、旭市の形態、旭市の現状をしっかりと鑑みただ中で、それと同時に、今現在脆弱なところがあるんですよね。やはり本来その管だったら150件しかつなげないところを200件、300件つないでいたり、あと前に、ある議員さんもおっしゃっていましたけれども、ちょっと弱いよと水圧がというところもあります。

ぜひ、そういうところの改修も、この布設替え、老朽化に伴う布設替えと一緒に考えてやってもらわなければならないのじゃないのかなと思うので、その点軽く質問させていただきます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

現在、これから水道課では令和元年度に水道ビジョンを作成いたしました。それに基づきまして、今、旭配水場区域、旭配水エリアが全部、全て動力によるポンプ圧送で水を送っております。将来的にはその旭の動力によるポンプ配水の区域を縮小して、海上、飯岡、干潟の自然流下区域を拡大する予定であります。

取りあえず、今申し上げました建設課の中央病院、3番目ですね、中央病院アクセス道につきましては、これは将来的に海上配水区域の自然流下区域を拡大するための工事でございます。

先ほど林委員からお話がありましたように、今後もそれと併せて、今後老朽化した管路の更新ですね、耐震化を含めて、それと併せて、そういった水量不足が起こっているところにつきましては増強なども考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 前回もちょっとお聞きしたと思うんですが、今まで給水関係で、業者に關しては許可をしていないと、受け付けていないということがありました。どういう関係で受け付けていないのか。ちょっとお聞きしたい。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 恐らく一般家庭、要するに給水、今県の指針に基づきまして、配水管、例えば100ミリであれば何件という目安がございます。それにつきましては一般の家庭用につきましては、それを超えている部分についても受け付けはしております。

しかしながら、それを超えている部分についての一般家庭用以外ですね、営業用とか宅地開発とか、そういったことにつきましては一応お断りをしております。

といいますのは、その加入を認めてしまうと、現在使っている方の水量不足とか、そういったことを起こしかねませんので、そういった一般家庭用以外につきましては、そういった現状でございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 改めて聞きますが、その改良というのはいつ頃になりますか、受け付けるということが出来ますか、今後。これは、ここの地区だけということじゃなくて、旭市市内全般的に。旧干潟というか、干潟駅前地区から網戸地区までの間で。ありますか、これは。海上も絡んでますけれども。

結局、不動産業者が宅地造成しますよね。そのときに申請が出ますね。内容分からない。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 具体的には、正式な事前協議をしてお答えしたわけではありません。事前協議の前に、業者のほうから、ここの地区については、宅地開発、給水可能かどうかというのは事前に相談があります。その時点で、要するにオーバーしている部分についてはお断りしているということです。よろしいでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 宅造者がそういうあれをしていますよということを、ちょっと困っていますということを聞いたもので、ちょっとその内容までは詳しく聞いていません。

ただ、前は網戸地区のことは聞きました。それは何か事前協議が進んでないということだったもので、それが済んだらできるのかなあということは納得しますけれども、それはそれでいいですか。

○委員長（飯嶋正利） 遠藤委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） ですから、今申し上げましたように、正式に事前協議が上がって、水道課として、水道事業者としてお答えする前に、ここの地区はこれ、要するに宅地開発をしたいとか、営業用事務所を建てたいとか、そういったご相談があった時点でお答えをしているような状況ですので、そういったところで、だいたい計画を断念するというか、見直すというのが一般的だと思います。

○委員長（飯嶋正利） 議長。

○議長（木内欽市） 同じように、水道管が、本管が要するに細くて、ほかにも宅地開発できないようなところが結構あるみたいですよ。

旧海上でもそういうところがあるので私もびっくりしたんですが、そのようなところはだいたい何か所ぐらいあるんでしょうか。宅地開発ができないところ。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 申し訳ございません。そこら辺は把握しておりません。

○委員長（飯嶋正利） 議長。

○議長（木内欽市） 場所を申し上げますが、海上で後草地区も、やはり農家の方が、もう土地があってもしょうがないから売りたいんだと相談を受けたんです。そしてやはり、水道管が細くて、やはり分譲できないんですよね。ですから、そんなようなところが結構市内にあるんで、そういう整備は市がやってくれないと、いくら人口増やせといっても、来たい人はいっぱいいるんですよ。行きたいけれども、家が建たないということであれば、これは人口は増えませんよね。

別に私は不動産業者の肩を持つわけでも何でもないですよ。誤解を恐れないで言えば、人口をどんどん増やしたいと。増やしたいけれども、増やすには不動産業者が開発してくれなければ増やせませんよね。ところが開発しようと思っても、水道が駄目だから開発できないということでは、これは非常に困ると思うんですが、どんなお考えですか。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

宅地開発というお話ですが、一応宅地開発の場合は、宅地開発業者が不足する分を、要するに埋設して増径していただければ、こちらは認めてはおります。

○委員長（飯嶋正利） 議長。

○議長（木内欽市） だいたい市は全部業者に持たせるんですよね。例えば道路が狭くても、道路は市に提供しろという形でやりますね。それと同じような形で、消火栓がないという場合には防火水槽を業者自分で造らせるんですよね、当然ね。

そうすると、どうしたって旭、海上地区が人口が増えているということは、土地が安いからなんですよ。銚子市は高いから増えないということで、だからよく銚子市の人がみんな海上の高生辺りに来たのは土地が安いから来るんですよ。それを全部業者持ちにさせちゃうと、当然土地代が跳ね上がりますよね。ということは、やはり今度高い土地は買う人もいなくなっちゃうんで、例を挙げると、茨城の土合地区がすごく人口が増えているということは、あれは土地が5万ぐらいなんですよ。銚子市はまだ、いまだに高く20万円以上しちゃうから、みんな土合のほうに行っちゃう、海上に行っちゃうと、そういった今言ったように水道管を業者というと、業者が本管を埋めたら何億円とかかっちゃうでしょう。それはちょっと不可

能に近いんですね。

ですから、そういうのは行政が、インフラ整備はある程度やってやらないと、旭市は優良な宅地になるところが、もう宅地にできないんだから、そういうところはいかがですか。いろいろ行政がやる場合には有利な財源とかいろいろあるでしょうから、そういうのでやったほうがいいなと思うんですが、課長の一存ではできないでしょうけれども。それをちょっと頭に入れて、これからの本管の整備のほうを考えていただかないと、人口が増えて水道が足らなくなるのはもう皆さんの責任じゃないでしょう。何十年も前から分かっていることだから、将来を見据えて少しずつでもいいから、水道管も老朽化しているんで、そういったような考えはありませんか。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 今、議長のほうからお話ございましたように、民間の宅地開発の、要するに水道管の関係も市のほうで負担してしろというお話ですけれども、それを負担するということになれば、一般の方が営利目的のために工事費を負担することになってしまおうと思いますので、あくまでも市としては、今使っている方々を第一に考えまして、それと併せて今後は、先ほど申し上げましたように、配水エリアの見直しなんかもこれから進めていくわけでございますので、その中で、その辺も将来の要するに宅地開発も含めまして、住宅が増えるとか、そこら辺も勘案しながら、更新、耐震化を図っていきたいと思いますので、その辺は申し訳ございません、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） ちょっとわかんない、昔は合併前は海上は海上の水道でもうストップ切っちゃっていたでしょう。ですから末端のほうなんかは、古い水を捨てていたんですね。ですから、ループ化というんですか、もう合併したんで、海上と旭、飯岡は全部、今つないであるんですか、水道管。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道課長（宮負 亨） 現在は接続しておりません。これから今のビジョンの中で、各配水場をつなぐ連絡管を整備する予定であります。

それともう一つ、先ほど申し上げましたようにアクセス道の関係なんですけれども、これのアクセスの北側です、総堀ですか。将来的には、海上配水場から総堀のほうに管を増径し

ながら、この江ヶ崎、旭地区ですか、そこら辺をカバーしようかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 木内議長。

○議長（木内欽市） 私はもう合併して結構たつんで、昔は各行政区が違うんで、今言ったようにそこでストップしていましたが、これからはそういうつなぐ方向も考えていただければ、水が片方は余っているところもある。片や、足らないところもあると、そういうことではあれなんで、ぜひそういうのも、私はもう合併して何年もたつんで、それはもう解決したのかと思ったら、まだそのままということでしょう。ぜひそこらは考えていただいて、できるものであれば、これは予算請求して、そういうのを徐々にでもいいですから、やっていただきたいと思います。

財政課長もいるんで、よく聞いておいていただいて、とにかく水道がないところを今どき買う人はいませんから。旭が今人口が増えているのは、不動産業者が分譲してくれたおかげなんですよ。高生辺りだって、みんなあれができています。そういうのが今度、これ以上増えちゃったでは水道が供給できないということになれば、優良宅地にいくらでもなるものがあっても、これ以上、人口は増えませんので、ぜひお考えをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 議案の審査の途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○委員長（飯嶋正利） 会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑はありますか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 木内議長の水道の送水管に関連しての質問をしたいと思います。旭市の市内の送水管の布設してからの年数は何年ほどおたちでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） ちょうど今年で40年になります。その前にもありますけれども、
だいたい40年です。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） 水道企業団のほうも、それと同時期だと思うんですが、もう耐用年数が
来てフランジが傷んだり、漏水があったり、令和元年から布設替え工事を始めて、やはり実
社会に合わせた工事工法というか、900ミリだった送水管を800ミリにダウンサイジングして、
今布設工事を始めています。ということは市内の送水管も、耐用年数がほぼ来ているのかな
と私は感じています。いかがでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） おっしゃるとおり、ですから、令和元年度に長期水道事業計画、
旭市水道ビジョン、耐震計画などを策定しまして、今年度から取り合えず、基幹管路の基本
設計を予定をしております、来年度が詳細設計、それと合わせて重要給水管路——避難
所とか公共施設、それとあとは漏水が多い箇所を優先的に更新していかなければならないの
かなと。具体的にこれから作業に入っていきます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員。

○委員（向後悦世） そうすると、そういう基幹管路、送水管の布設替えしたり何かしていく
ときに、やはり人口が増えたり、また、うちの町内なんかでも塩ビ管の100ミリの送水管な
んですが、この前も漏水したら、やはり塩ビ管なのでもろくなっているなというような説明
でございました。

それなんで、やはり人口が増えていくようなところは、そういうことも頭に入れて送水管
をこういう設計で持っていけば、そういうところにも配水できるなとか、そういうことをよ
く分析していただいて、取り組んでいただきたいなと私は思います。

今の何か工事のペースなど、将来、市民も旭市の送水管は何か大丈夫かなとか、断水した
ら困っちゃうなと。やはり水がないと、先ほど議長さんが言ったように、生活が本当にどう
しよになっちゃうんで、そういう部分を自分も危惧しての質問でございますんで、そうい
う基幹管路を更新工事していくというような中で、そういう人口が増えて、水を必要とする
部分に対処すべく、それこそ基幹送水管を考えての布設替えをしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 向後委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 今後、何回も申し上げましたように、優先順位を見ながら、更新、耐震化を併せて図ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 委員の皆様に報告します。

質疑は、ある程度決算に関したことに限らせていただきます。よろしくお願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） 大事なことで、例えば、要するに水道が入ったのは30年も前ですけども、水道が町営水道がうちのほうに入ったときには、そのときに申し込んだ人の負担金はなく、全部町がやってくれたんです。今やるといったら、今は自分持ちですよ、当然。そのときに加入しなかった人は自分持ちなんです、当時は町が財政負担してやってくれたんですよ。

ですから、今度だって、もうそういう時期なんだから、財政調整基金だっていっぱいたまっているわけですから、お金も。そういう有効なときには、いずれやるのであれば、それは先行投資でもいいから、そういう時期も来ているんじゃないかなと、そんなふうにも感じましたので、これは決算特別、でも来年度予算編成に入るわけですから、ぜひそれを頭に置いて、昔もそういうこともあったんだから、そういう時期に来ていると、耐用年数も来て。

いつか、あの干潟のほうもあれじゃないですか、断水しちゃって、水道管が破裂して、何日も断水したときもあったでしょう。これからは地震とかが来て、やはりそういう、もう来ているんで、使うべきところには使わなきゃしょうがないと、そんな時期が来ていると思いますので、ちょっと頭に入れておいてください。答弁は結構です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第6号の質疑は終わります。

続いて議案第7号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） それでは、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定のうち、令和2年度の主な工事につきまして、補足説明を申し上げます。

恐れ入ります決算書、12ページをお願いいたします。

(1) 保存工事の概況でございますが、工事名、旭駅前汚水幹線マンホールポンプ場更新工事でございます。

この工事の概要でございますが、旭駅前汚水幹線マンホールポンプの水位計が故障したことから、老朽化している汚水ポンプ、水位計及び附属設備や機器類を併せて交換し、マンホールポンプ場機能を回復することを目的とした更新工事を実施いたしました。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負 亨） 議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定についての補足説明につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計の決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第 3 号、令和 2 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は認定することに決しました。

議案第 4 号、令和 2 年度私、高齢者医療特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は認定することに決しました。

議案第 5 号、令和 2 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は認定することに決しました。

議案第 6 号、令和 2 年度旭市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第 7 号、令和 2 年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は認定することに決しました。

議案第 8 号、令和 2 年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

それでは、議案第6号から議案第8号の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、財政課よりお手元に配付してあります財務諸表を説明お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課から報告事項ということで、追加してお配りしております財政状況に関する資料2つにつきましてご説明いたします。旭市財務書類速報版、こちらの両面コピーになっている2枚です。

まず1つ目としまして令和2年度旭市財務書類速報版と書かれている、その書類について、ご覧いただきたいと思います。

初めに、まず財務諸表の1ページのほうをお願いします。

初めに作成する財務書類についてご説明いたします。下の表、対象とする会計の範囲をご覧ください。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類、旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類、旭市の全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類の3つの財務書類となります。

本日は、このうち旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類についてご説明いたします。

なお、一部事務組合などの関連団体間で加えた連結財務書類につきましては、今年度中に対象団体から決算書などの提供を受けまして、年度末をめどに作成、公表する予定でございます。

ます。

続きまして、右の2ページをお願いします。財務4表の種類です。

1つ目は貸借対照表、いわゆるバランスシートになります。

2つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものでございます。

3つ目が純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものでございます。

4つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れですね、いわゆるキャッシュフローを表すものでございます。

以上が4つの財務処理でございまして、続きまして3ページをお願いいたします。3ページのほうです。

まず1の貸借対照表（バランスシート）について申し上げます。

まず、上のイメージ図をご覧ください。こちらは貸借対照表の内容を分かりやすく図式化したものでございまして、左側が資産の部、右側が負債の部と純資産となつてございます。

また、この図の下の方が元となっている数値をまとめた表でございます。

以下、ほかの3つの財務書類につきましても、上に全体のイメージ図、その下に元となる数値の表といったような記載となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、下の表をご覧ください。こちらでご説明いたします。

まず、資産の部の1の固定資産につきましては、令和2年度は1,370億486万4,000円で、右側に行きますが、前年度と比較すると8,091万2,000円の増となっております。これは新庁舎建設などに伴いまして、(1)の有形固定資産が増えたことなどが主な要因です。

次に、2の流動資産は204億8,824万6,000円となりまして、前年度と比較して11億1,513万4,000円の増となりました。

1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計A欄になりますが、こちらにつきましては1,574億9,311万円で、前年度と比較して11億9,604万6,000円の増となっております。

続いて下の負債の部です。

1の固定負債につきましては、令和2年度は607億7,849万1,000円となりまして、前年度と比較して66億1,270万4,000円の増となりました。これは、一般会計において新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設事業などの事業によりまして(1)の地方債が増になったことや、公営企業会計に移行した公共下水道会計及び農業集落排水事業会計において、長期前受金が新たに計上されたことにより、(3)のその他が大幅に増となったことが主な要因となつてお

ります。

続いて2の流動負債につきましては60億6,675万9,000円で、前年度と比較して2億6,673万6,000円の増となりました。

1の固定負債と2の流動負債を合わせた負債合計Bは668億4,525万円となりまして、前年度と比較して68億7,944万円の増となっております。資産から負債を差し引きました純資産合計Cは906億4,786万円となり、前年度と比較して56億8,339万4,000円の減となりました。

続きまして右の4ページをお願いいたします。

4ページは、2の行政コスト計算書になります。これは民間企業でいうところの損益計算書でございます。こちらでも下の表でご説明いたします。

1の経常費用につきましては、令和2年度534億1,711万1,000円で、前年度と比較して134億3,264万7,000円の増となりました。これは主に（2）移転費用の①補助金等が、特別定額給付金給付事業などの新型コロナウイルス対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金などによりまして、大幅な増となったことが主な要因となっております。

続いて2の経常収益は25億5,747万5,000円で、前年度と比較して3億3,443万1,000円の減となりました。

1の経常費用から2の経常収益を差し引いた3の純経常行政コストは508億5,963万6,000円で、前年度と比較して137億6,707万8,000円の大幅な増となりました。

これに4の臨時損失を加え、後の臨時利益を引いたものが6の純行政コストとなりまして、510億1,570万1,000円で、前年度と比較して139億2,599万円の大幅な増となりました。

続きまして5ページをお願いいたします。5ページは3の純資産変動計算書です。

これは旭市の資産から負債を差し引いた純資産の年度中の増減を表すものでございます。下の表でご説明いたします。

1の前年度末純資産残高は963億3,125万4,000円で、そこから2の純行政コスト510億1,570万1,000円を差し引き、3の財源496億8,600万7,000円と、6のその他マイナス43億5,370万円を差し引いた金額が、一番下になりますが、8の本年度末純資産残高で906億4,786万円、前年度と比較しまして56億8,339万4,000円の減となりました。

これは、3の財源が特別定額給付金給付事業に係る補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、対前年度114億4,296万7,000円の増となったものの、2の純行政コストが特別定額給付金などの新型コロナウイルス対策事業によりまして、対前年度139億2,599万円と大幅な減となったことと、6のその他が、公共下水道会計、農業集落排

水事業会計が公営企業会計に移行したことによる負債と純資産の計上方法の変更などによりまして44億6,372万5,000円の減となったことなどが主な要因でございます。

次に6ページをお願いします。4の資金収支計算書、いわゆるキャッシュフローで、市の資金収支の状況を3つの活動に区分してお示したものでございます。

下の表でご説明いたします。

網掛けの行ですが、業務活動収支A、これは行政サービスにおける人件費などの支出や市税などの収入といった毎年度継続的な収入支出となります。令和2年度は20億8,346万9,000円で、前年度と比較して25億3,955万3,000円の減となっております。

これは、2の業務収入が、新型コロナ対策事業等による国・県補助金や広域ごみ処理施設整備に係る特別交付税の増などにより増額となったものの、1、業務支出の(2)の移転費用支出が新型コロナウイルス対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金により増額となったため、差引きで減額となったものでございます。

次に、投資活動収支Bです。これは学校や道路などの資産形成、投資貸付金などによる収入支出となりますが、21億743万7,000円のマイナスで、前年度と比較しますと20億2,809万8,000円の増となりました。これは、2の投資活動収入が、新庁舎建設に伴う庁舎整備基金繰入金の増など基金取崩収入が増となったことが主な要因でございます。

次に、財務活動収支Cです。これは、地方債や借入金などの借入れ及び償還の収入支出、支出ですが、9億9,003万1,000円で前年度と比較すると3億4,863万5,000円の増となりました。

そして、A、B、Cの3つの収支を合計した本年度資金収支額Dは9億6,606万3,000円で、そこに前年度末資金残高E 58億4,559万9,000円を加えた合計、本年度末資金残高Fは68億1,166万2,000円となりました。

これに、その下の網掛けになりますが、本年度末歳計外現金Gですけれども、こちらの2億6,348万5,000円を足した本年度末現金預金残高Hは70億7,514万7,000円となります。前年度と比較しますと10億420万3,000円の増となります。

4表の説明は以上でございます。

続いて7ページをお願いします。ここからは、財務4表を用いた指標の分析の説明となります。

まず1、市民1人当たりの指標です。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額人口で割った金額で、資産については資産の形成度、負債については財政の健全性を行政コストは

行政の効率性を図ることができます。

まず資産については、令和２年度は243万5,000円で、前年度と比較して4万2,000円の増となりました。

負債については103万3,000円で、前年度と比較して11万5,000円の増となりました。

行政コストについては78万9,000円で、前年度と比較して22万1,000円の増となっております。

続いて、その下の２の歳入額対資産比率です。これはこれまでに形成された資産が、歳入の何年分に相当するかを表すものです。令和２年度の比率は2.3年で、前年度と比較すると0.6ポイントの減となっております。この歳入額対資産比率につきましては、近隣市の比率もおおむね２年から３年となっております。

続いて８ページをお願いいたします。８ページの３の純資産比率です。

総資産のうち、返済義務のない純資産がどのくらいの割合を占めているかを表しています。企業会計における自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。今年度は57.6%で、前年度と比較して4.0ポイントの減となっております。これは先ほど、３の純資産変動計算書でご説明したとおり、令和２年度は純資産合計が減少したことや新庁舎建設事業などにかかります起債の発行によりまして、負債合計が増加したことなどが主な要因です。

続いてその下の４、有形固定資産減価償却率です。これは有形固定資産のうち、建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。今年度は59.8%で、前年度と比較して2.6ポイントの減となっております。

続きまして９ページをお願いいたします。

９ページ、５の基礎的財政収支、プライマリーバランスでございます。支払い利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。プラスですね。黒字であれば、その年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることとなりまして、財政が健全であることを示します。令和２年度は７億3,514万円の赤字で、前年度と比較して20億6,848万2,000円の減となりました。これは新型コロナウイルス感染症対策事業や広域ごみ処理施設整備に係る負担金などにより補助金等の支出が大幅に増加したことで、２段目になりますが、業務活動収支が前年度と比較して25億9,550万9,000円と大幅に減少したこと等が主な要因と

なっております。

続いて、6の社会資本形成の世代間負担率、こちら将来世代負担率でございます。

これは社会資本整備の結果を示す固定資産を、市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。この比率が高いほど将来の世代が負担する割合が高いと言えます。今年度は45.4%で、前年度と比較して0.3ポイントの増となっております。

続いて10ページをお願いいたします。7の受益者負担の割合です。

これは経常収益を経常費用と比較することで、行政サービス提供に対する負担について、どの程度使用料や手数料等の受益者負担で賄われているかを表します。経年や他団体との比較により受益者負担が適正かどうかを図ることができます。今年度は4.8%で、前年度と比較しまして2.4ポイントの減となっております。

以上が、本年度の財務4表の簡単な説明となります。

なお、この内容につきましては、ホームページなどを通じて公表しまして、市民の皆様旭市の財務状況につきまして、できるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

次に、申し訳ありませんが、もう一つの資料についてご説明させていただきます。

A4、1枚のやつですけれども、令和2年度の決算状況、左上に速報版と書かれたものでございます。こちらのほうは、毎年度、総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものでございます。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体と比較もしやすくなっております。ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて共通した計算方法によって作成されておりますので、歳入歳出の総額などが決算書の数値とは異なっていることをご理解いただきたいと思います。

その違いを大まかに申し上げれば、このカードの数値には、一般会計の数値に病院事業債会計の中の独法化以降の起債借入れ分を加えたものとなっております。

それでは部分、決算カードにどんなものが書かれているかというものを簡単にご説明したいと思います。

まず表面でございます。上段には人口等産業構造を示してございます。中段には、中段の左側には決算額の収支と交付税の算定に用いた基準財政需要額などを、また右側につきましては各種の財政指標と健全化判断比率を表示しています。そして下段には各特別会計の決算額を示しております。

続いて裏面をお願いします。裏のほうにはまず、左側の上段には款別の歳入を、またその下には市税の収入状況を表示しております。今度は右側に行きまして、上段は性質別の歳出、

また、その下には目的別の歳出を表示しております。

最後に、一番下の枠でございますが、こちらには現在進めている大規模事業などを表示してございます。

以上で説明のほうは終わりますが、一つ一つの内容につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和2年度決算に基づきます財務4表と決算カードについてのご説明を終わりにしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） ちょっと速報版の決算カードですか、バランスシートを出していただいて、ちょっと本当に1点、どうしても読み解けない、分からないところがあるんで改めて聞きたいんですけども、財政力指数の中の数字なんですけれども、これは財政力指数0.5ということですね。

これはたしか1だったら、収支のバランスが取れているよということであろうかと思うんです。それで、たしか覚えているのは近隣の状況だと、神栖市とか成田市は1を大きく上回ったり、大きいところだと2を超える市町村もあったんですよ。それで、何なんだっけかな、たしか村とかでも1を超えて有力なところがあって、本市は近隣と比べて財政が豊か、潤沢であるし、健全財政だよと言われていて、何かこの1を大きく下回るというか、半分しかなくて、0.5というのが、何でこうなっちゃうのかなと。複雑な出し方があるんでしょうけれども、端的に、ちょっと一言で、何でこれが半分なのか教えてください。

○委員長（飯嶋正利） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） まず、財政力指数でございますけれども、こちらのほうは各団体の財政力を示す指標でございます。交付税で用います数値でございますけれども、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年分の平均値となっております。先ほどのカードで言いますと、左側の決算の歳入歳出の額の下のほうにあります基準財政需要額、基準財政収入額とありますけれども、そちらの数字を用いて出したものでございまして、いわゆる、要は収入額ですね。一般財源という的なものがやはり多いと1に、自分の市の財源で、一般的な行政需要を賄えるというところに行くと1になりますけれども、それがやはり一般

財源が低いと1を下回って0.5という数字に表れてきます。

(発言する人あり)

○財政課長(山崎剛成) そうですね。

そうすると、やはり旭市は神栖市に比べて、自主財源というか、財政力が弱いと言われるのは、そういう税とか、一般財源の数が少ないと。需要額に対して少ないということが見られるかなという。

○委員長(飯嶋正利) 林委員。

○委員(林 晴道) すみません、半分なんで驚くんですけれども、いつも。全くちょっと認識がないというか、あまり有名じゃない村でもすごく、2に近かったりするんですが、それは行ったことがないだけで大きな産業があって、自主財源がすごいからそうだというようなイメージでいいんですか。

○委員長(飯嶋正利) 林委員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(山崎剛成) 小さな村でも、例えば東京電力の電源開発をされていたりとか、そこに大きな固定資産が入っていましたら、その村の需要額、基準財政需要額を大きく上回る歳入が入れば1を超えて。

○委員長(飯嶋正利) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、財政課長の説明終わります。

○委員長(飯嶋正利) 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 飯 嶋 正 利